

鳥取縣公報

本書ノ太字サハ國定規格A5判

昭和十七年三月三十一日

火曜日

縣令

縣農會ニ提出スベシ

市農會ハ三月三十日迄ニ縣農會ニ提出スベシ

縣農會ハ郡農會及市農會ノ提出セル農業生產計畫ヲ取り纏

メ三月三十一日迄ニ知事ニ提出スベシ

第三條 農業生產計畫ハ左記事項ニ付計畫ヲ樹立スベシ

一 重要農產物ノ生産數量又ハ作付面積

二 農業勞力ノ所要頭數及調整方法

四 農機具ノ所要臺數及利用方法

五 其他知事ノ指定シタル事項

第四條 前條第一號ノ重要農產物ハ左記ノモノトス

一 稻（水稻、陸稻）

二 麦（小麥、大麥、裸麥）

三 甘 諸

四 馬 鈴 薩

◆鳥取縣令第三十號

農業生產統制令施行細則左ノ通定ム

昭和十七年三月三十一日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

農業生產統制令施行細則

第一條 市町村農會ハ農林大臣ノ定ムル様式ニ依リ農業生產計畫

書ヲ作成シ每年三月三十一日迄ニ知事ニ届出ヅベシ

知事必要アリト認ムルトキハ期日ヲ定メ前項ノ農業生產計畫ノ補完ヲ命ズルコトアルベシ

第二條 前條ノ農業生產計畫書ノ届出ハ町村農會ニアリテハ郡農會及縣農會ヲ市農會ニアリテハ縣農會ヲ經由シテ之ヲ提出スベシ

二十五日迄ニ郡農會ニ郡農會ハ之ヲ取り纏メ三月三十日迄ニ

前項ノ農業生產計畫書ノ提出ハ町村農會ニアリテハ毎年三月

鳥取縣公報

每週曜日發行

（休日ニ當ル）

昭和十七年三月三十一號

（昭和四年四月十五日）

一

進鑿夫	三〇〇	二三〇
補助工	二四〇	一九〇
疊工	二八〇	二二〇
建具工	二六〇	二一〇
植树木工	二八〇	二二〇
表具師	二八〇	二二〇
火薬類使用工	三三〇	二七〇
砂利採取工	三〇〇	二二〇
土屋人夫	二五〇	二二〇
普通入夫	二二〇	一九〇
桶職	三一〇	二六〇
井土堀工	三八〇	二七〇
其ノ他ノ労務者	二二〇	一九〇
土工ト稱スルハ士木業ノ作業ニ從事シタル前歴三年以上ノモノニシテ且所轄警察署長ノ承認ヲ受ケタルモノトス	二二〇	一九〇
2 女子労務者	二二〇	一九〇
女子労務者ノ最高賃金額ハ男子労務者ノ賃金額ノ七割ニ相	二二〇	一九〇

備考 土工ト稱スルハ士木業ノ作業ニ從事シタル前歴三年以上ノモノニシテ且所轄警察署長ノ承認ヲ受ケタルモノトス

2 女子労務者

女子労務者ノ最高賃金額ハ男子労務者ノ賃金額ノ七割ニ相

- 二 一日ノ就業時間ガ前號ニ定ムル就業時間ヲ超ユル場合ハ之ヲ超ユル一時間毎ニ前號ノ最高賃金額ノ一割二分ニ相當スル額(一時間ニ満タザル就業ニ對シテハ此ノ割合ヲ以テ算出シタル額)ヲ加算シタルモノヲ以テ其ノ最高賃金額トス但シ錢位未滿ハ四捨五入スルモノトス以下ニ同ジ
- 三 一日ノ總就業時間が第一號ニ定ムル就業時間ニ満タザル場合ハ其ノ不足時間一時間毎ニ第一號ノ最高賃金額ノ一割ニ相當スル額(一時間ニ満タザル就業ニ對シテハ此ノ割合ヲ以テ算出シタル額)ヲ加算シタルモノヲ以テ其ノ最高賃金額トス但シ右ニ依リ算出シタル額ガ第一號ノ最高賃金額ノ三割ニ満タザル場合ハ三割ニ相當スル額ヲ以テ其ノ最高賃金額トス
- 四 頭梁組頭及小頭ニ付テハ前各號ニ依リ算出シタル最高賃金額ニ其ノ二割ヲ加算シタルモノヲ以テ其ノ最高賃金額トス但シ右ニ依リ算出シタル額ガ第一號ノ最高賃金額ノ三割ニ満タザル場合ハ三割ニ相當スル額ヲ以テ其ノ最高賃金額トス
- 五 領傭主ノ都合ニ依リ居住地ヲ離レテ就業スル者ニ付テハ豫め事業場所在地ノ所轄警察署長ノ承認ヲ受ケタル場合ハ前各號ニ依リ算出シタル最高賃金額ニ交通費又ハ宿泊費ニ相當スル費用ヲ加算シタルモノヲ以テ其ノ最高賃金額トス
- 六 本告示ニ定ムル最高賃金額ヨリ高キ最高賃金額ノ定メアル地域ニ跨ル工事ニ就業スル者ニ付テハ豫め事業場所在地ノ所轄警察署長ノ承認ヲ受ケタル場合ハ前各號ニ依リ算出シタル最高賃金額ヲ以テ其ノ最高賃金額トス
- 七 屋傭主ノ都合ニ依リ居住地ヲ離レテ就業スル者ニ付テハ豫め事業場所在地ノ所轄警察署長ノ承認ヲ受ケタル場合ハ前各號ニ依リ算出シタル最高賃金額ニ交通費又ハ宿泊費ニ相當スル費用ヲ加算シタルモノヲ以テ其ノ最高賃金額トス
- 八 四大節當日ニ於ケル作業ニ付テノ最高賃金額ハ其ノ最高賃

金額ニ第一號乃至第六號ニ依リ算出シタル賃金額ノ一割ニ相當スル額及前號ノ給與ヲ加算シタル額トス

九 軍事關係事業ニ從事スル労務者ニ付テハ豫め事業場所在地ノ管轄警察署長ノ承認ヲ受ケタル場合ハ前各號ニ依リ算出シタル賃金額ニ其ノ一割ニ相當スル額ヲ以テ其ノ最高賃金額トス

十 請負賃金制ノ場合ニ於ケル最高賃金額ハ第一號乃至第六號及第八號第九號ニ依リ算出シタル最高賃金額ノ三割増ニ第七號ノ給與ヲ加算シタル額トス

請負賃金制ニ依ル常雇労務者ノ最高賃金額ハ月額ニ依ルコトニシ毎月ノ勤稼日毎ニ前項ニ依リ算出シタル最高賃金額ノ合計額ヲ以テ其ノ最高賃金額トス

十一 徒弟十八歳未滿ノ者又ハ經驗三年未滿ノ者ノ最高賃金額ハ第一號乃至第六號及第八號乃至第十號ニ依リ算出シタル賃金額ノ八割ニ相當スル額ニ第七號ノ給與ヲ加算シタル最高賃金額ノ合計額ヲ以テ其ノ最高賃金額トス

貢金統制令第九條第一項及第十一條第一項ノ規定ニ依リ海上ニ於ケル貨物取扱労務者(沖仲仕)及渡止場岸壁河川沿岸ニ於ケル貨物取扱労務者(陸仲仕沿岸仲仕)(常備日傭ヲ含ム)ノ最低賃金及最高賃金ヲ左ノ通定メ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十七年三月三十一日

鳥取縣知事 土肥米之

第一 最低賃金
一 日ノ就業時間(休憩時間ヲ含ム以下ニ同ジ)ガ三月四
月九月及十月ニ於テハ十時間五月六月七月及八月ニ於テハ十

年齢階級別	最低賃金
満二十歳未滿	圓五〇
満二十歳以上	一五一〇

2 女子労務者

一時間十一月十二月一月及二月ニ於テハ九時間ノ場合ニ於ケル海上ニ於ケル貨物取扱労務者(沖仲仕)及渡止場岸壁河川沿岸ニ於ケル貨物ノ取扱労務者(陸仲仕)(沿岸仲仕)(常備日傭ヲ含ム)ノ最低賃金及最高賃金ヲ左ノ通定メ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十七年三月三十一日

鳥取縣知事 土肥米之

第一 最低賃金
一 日ノ就業時間(休憩時間ヲ含ム以下ニ同ジ)ガ三月四
月九月及十月ニ於テハ十時間五月六月七月及八月ニ於テハ十

五入スルモノトス

第二 最高賃金及標準賃金

2 女子労務者

年 齡 階 級 別	最 低 貨 金	標 準 貨 金
滿 二 十 歲 未 滿	圓 四 ○	一 圓 九 ○
滿 二 十 歲 以 上	六 ○	一 圓 九 ○

二 一日ノ就業時間ガ前號ニ定ムル就業時間ヲ超ユル場合ハ之ヲ超ユル一時間毎ニ前號ノ最低賃金額ノ一割ニ相當スル額(一時間ニ満タザル就業ニ對シテハ此ノ割合ヲ以テ算出シタル額)ヲ加算シタルモノヲ以テ其ノ最低賃金額トス

三 牛馬持ノ場合ニ於ケル最低賃金額ハ前各號ニ依リ算出シタル最低賃金額ニ就業一時間毎ニ一頭(飼料持)ニ付左ノ額(一時間ニ満タザル就業ニ對シテハ此ノ割合ヲ以テ算出シタル額)ヲ加算シタルモノヲ以テ其ノ最低賃金額トス

四 牛馬持ノ場合ニ於ケル最低賃金額ハ前各號ニ依リ算出シタル最低賃金額ニ就業一時間毎ニ一頭(飼料持)ニ付左ノ額(七月及八月ニ於テハ十一時間ノ場合ニ於ケル林業労務者(常備日傭ヲ含ム)ノ最高賃金額及標準賃金額左ノ如シ

1 男子労務者

最 低 三 五

第二 最 高 貨 金

一 一日ノ就業時間(休憩時間ヲ含ム以下之ニ同ジ)ガ一月二月三月四月九月十月十一月及十二月ニ於テハ十時間五月六月

七月及八月ニ於テハ十一時間ノ場合ニ於ケル林業労務者(常

備日傭ヲ含ム)ノ最高賃金額及標準賃金額左ノ如シ

1 男子労務者

最 低 三 五

第二 最 高 貨 金

一 一日ノ就業時間(休憩時間ヲ含ム以下之ニ同ジ)ガ一月二月三月四月九月十月十一月及十二月ニ於テハ十時間五月六月

七月及八月ニ於テハ十一時間ノ場合ニ於ケル林業労務者(常

備日傭ヲ含ム)ノ最高賃金額及標準賃金額左ノ如シ

副 產 物 作 業		
漆 採 取	二 八〇	二 七〇
種 子 採 取	三 八〇	三 一〇
阿部檜樹皮採取	二 八〇	二 四〇
插 穂 採 取	二 八〇	二 四〇
黃 檬 採 取	二 八〇	二 四〇
雜 作 業	二 二〇	一 八〇

2 女子労務者

女子労務者ノ最高賃金額ハ男子労務者ノ賃金額ノ七割ニ相当スル額トス

二 一日ノ就業時間カ前號ニ定ムル就業時間ヲ超ユル場合ハ之ヲ超ユル一時間毎ニ前號ノ最高賃金額ノ一割ニ相当スル

額(一時間ニ満タザル就業ニ對シテハ此ノ割合ヲ以テ算出シタル額)ヲ加算シタルモノヲ以テ其ノ最高賃金額トス但シ右ニ依位未満ハ四捨五入スルモノトス以下之ニ同ジ

三 一日ノ就業時間ガ第一號ニ定ムル就業ニ満タザル場合ハ其ノ不足時間毎ニ第一號ノ最高賃金額ノ一割ニ相當スル

額(一時間ニ満タザル就業ニ對シテハ此ノ割合ヲ以テ算出シタル額)ヲ減額シタルモノヲ以テ其ノ最高賃金額トス但シ右ニ依リ算出シタル額ガ第一號ノ最高賃金額ノ三割ニ満タザル場合

特殊 作 業 别		
特 殊 作 業 别	割 増 率	割 增 率
泊 リ 挂 作 業	二	割
荒 天 時 作 業	二	割
非 常 勤 務 作 業	二	割

前項ノ特殊作業ノ内荒天時作業及非常勤務作業ノ割増ハ豫メ事業場管轄警察官吏ノ承認ヲ受ケタル場合ニ限ル

前各項ノ割増ハ重複支給スルコトヲ得ズ

五 牛馬持ノ場合ニ於ケル最高賃金額ハ前各號ニ依リ算出シタル最高賃金額ニ就業一時間毎ニ一頭(飼料持)ニ付左ノ額(一時間ニ満タザル就業ニ對シテハ此ノ割合ヲ以テ算出シタル額)ヲ加算シタル額トス

最 高、標 準 别	貨 金
最 高	圓 四 五
標 準	四 ○

業 作	伐 林 作 業	造 作 業	作 業 别	
			職 业 别	最 高 貨 金
製 煤	木 枝	牛 馬 地 売	伐 木 及 造 材	苗 苗 園 園
製 木	挽 直	馬 頭	材 及 軌 道 運 材	植 林 二 三〇
製 煤	三 三〇	地 売	集 材 及 軌 道 運 材	三 三〇
炭	三 三〇	四 〇〇	三 三〇	二 七〇
三 三〇	四 〇〇	三 一〇	二 五〇	一 九〇
二 二〇	二 八〇	二 五〇	一 五〇	一 九〇
二 二〇	二 八〇	二 二〇	一 八〇	一 九〇
二 二〇	二 八〇	一 八〇	一 八〇	一 九〇

昭和十七年三月三十一日（第三種郵便物認可）

一 組合ノ名稱 上小鴨村國民健康保険組合
二 事務所ノ所在地 東伯郡上小鴨村大字上古川二二八ノ一
番地

三 組合ノ地區 東伯郡上小鴨村

◆鳥取縣告示第百六十三號

左記ノ通公有水面埋立ノ件免許セリ

昭和十七年三月三十一日

一 埋立ノ免許ヲ受ケタル者

鳥取縣知事

土 肥 米 之

棚 田 義 雄

外 四 名 雄

一 埋立ノ場所 氣高郡日置村大字小畑、河原、山根、早牛地

先日置川廢川敷公有水面

一 埋立ノ面積 一町二反九畝十五歩

一 埋立ノ目的 田及畠造成

一 工事着手及竣工期間

免許ノ日ヨリ二十日以内ニ着手シ着手ノ日ヨリ昭和十八

年六月三十日迄ニ竣工

告規則第一條第一項及附則第二項ニ依ル申告期限左ノ通り延期ス

◆鳥取縣告示第百六十四號

昭和十七年三月二十四日農林省告示第七十三號ニ依リ農業生産申

品種	規格	目方	單位	製造業者	最高販賣者	卸賣業者	最高販賣者	小賣業者
大人用紙製防寒チヨツキ	身丈一、五尺	身丈一、五尺	一枚	○、七七	圓	八三一	圓	〇〇

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ和紙加工品ノ製造及販賣ヲ營ム者

三 價格等統制令及第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及

其ノ實施ノ日

(イ) 額

一 組合ノ名稱及地區

鳥取縣知事

土 肥 米 之

鳥取縣一圓

(ロ) 地區

鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ和紙加工品ノ製造及販賣ヲ營ム者

三 價格等統制令及第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及

其ノ實施ノ日

(イ) 額

一 組合ノ名稱及地區

鳥取縣知事

土 肥 米 之

鳥取縣一圓

(ロ) 地區

鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ和紙加工品ノ製造及販賣ヲ營ム者

三 價格等統制令及第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及

其ノ實施ノ日

(イ) 額

一 組合ノ名稱及地區

鳥取縣知事

土 肥 米 之

鳥取縣一圓

(ロ) 地區

鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ和紙加工品ノ製造及販賣ヲ營ム者

三 價格等統制令及第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及

其ノ實施ノ日

(イ) 額

一 組合ノ名稱及地區

鳥取縣知事

土 肥 米 之

鳥取縣一圓

(ロ) 地區

鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ和紙加工品ノ製造及販賣ヲ營ム者

三 價格等統制令及第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及

其ノ實施ノ日

(イ) 額

一 組合ノ名稱及地區

鳥取縣知事

土 肥 米 之

鳥取縣一圓

(ロ) 地區

鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ和紙加工品ノ製造及販賣ヲ營ム者

三 價格等統制令及第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及

其ノ實施ノ日

(イ) 額

一 組合ノ名稱及地區

鳥取縣知事

土 肥 米 之

鳥取縣一圓

(ロ) 地區

鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ和紙加工品ノ製造及販賣ヲ營ム者

三 價格等統制令及第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及

其ノ實施ノ日

(イ) 額

一 組合ノ名稱及地區

鳥取縣知事

土 肥 米 之

鳥取縣一圓

(ロ) 地區

鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ和紙加工品ノ製造及販賣ヲ營ム者

三 價格等統制令及第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及

其ノ實施ノ日

(イ) 額

一 組合ノ名稱及地區

鳥取縣知事

土 肥 米 之

鳥取縣一圓

(ロ) 地區

鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ和紙加工品ノ製造及販賣ヲ營ム者

三 價格等統制令及第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及

其ノ實施ノ日

(イ) 額

一 組合ノ名稱及地區

鳥取縣知事

土 肥 米 之

鳥取縣一圓

(ロ) 地區

鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ和紙加工品ノ製造及販賣ヲ營ム者

三 價格等統制令及第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及

其ノ實施ノ日

(イ) 額

一 組合ノ名稱及地區

鳥取縣知事

土 肥 米 之

鳥取縣一圓

(ロ) 地區

鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ和紙加工品ノ製造及販賣ヲ營ム者

三 價格等統制令及第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及

其ノ實施ノ日

(イ) 額

一 組合ノ名稱及地區

鳥取縣知事

土 肥 米 之

鳥取縣一圓

(ロ) 地區

鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ和紙加工品ノ製造及販賣ヲ營ム者

三 價格等統制令及第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及

其ノ實施ノ日

(イ) 額

一 組合ノ名稱及地區

鳥取縣知事

土 肥 米 之

鳥取縣一圓

(ロ) 地區

鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ和紙加工品ノ製造及販賣ヲ營ム者

三 價格等統制令及第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及

其ノ實施ノ日

(イ) 額

一 組合ノ名稱及地區

鳥取縣知事

土 肥 米 之

鳥取縣一圓

(ロ) 地區

鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ和紙加工品ノ製造及販賣ヲ營ム者

三 價格等統制令及第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及

其ノ實施ノ日

(イ) 額

一 組合ノ名稱及地區

鳥取縣知事

土 肥 米 之

鳥取縣一圓

(ロ) 地區

鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ和紙加工品ノ製造及販賣ヲ營ム者

三 價格等統制令及第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及

其ノ實施ノ日

(イ) 額

一 組合ノ名稱及地區

鳥取縣知事

土 肥 米 之

鳥取縣一圓

(ロ) 地區

鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ和紙加工品ノ製造及販賣ヲ營ム者

三 價格等統制令及第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及

其ノ實施ノ日

(イ) 額

一 組合ノ名稱及地區

鳥取縣知事

土 肥 米 之

鳥取縣一圓

(ロ) 地區

鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ和紙加工品ノ製造及販賣ヲ營ム者

三 價格等統制令及第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及

其ノ實施ノ日

(イ) 額

一 組合ノ名稱及地區

鳥取縣知事

土 肥 米 之

鳥取縣一圓

(ロ) 地區

鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ和紙加工品ノ製造及販賣ヲ營ム者

三 價格等統制令及第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及

其ノ實施ノ日

(イ) 額

一 組合ノ名稱及地區

鳥取縣知事

土 肥 米 之

鳥取縣一圓

(ロ) 地區

鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ和紙加工品ノ製造及販賣ヲ營ム者

三 價格等統制令及第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及

其ノ實施ノ日

(イ) 額

一 組合ノ名稱及地區

鳥取縣知事

土 肥 米 之

鳥取縣一圓

(ロ) 地區

鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ和紙加工品ノ製造及販賣ヲ營ム者

三 價格等統制令及第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及

其ノ實施ノ日

(イ) 額

一 組合ノ名稱及地區

鳥取縣知事

土 肥 米 之

鳥取縣一圓

(ロ) 地區

鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ和紙加工品ノ製造及販賣ヲ營ム者

を縮めて弱らせるのだと、いふやうなことを、開戦前既にいつてゐた者もあるやうである。たゞ、これまでの戦があまりにみじめな敗戦である爲、彼等が甚しく悲觀してゐることはもとよりであらうが、必ずや彼等もその経済力にものいはせ、所謂、卷土重來の勢をなして反攻の態勢を執るであらうことは吾々のしつかり覺悟して居らねばならない處である。

とすると、この大戦が當然非常な長期戦となるべきことは洵に火を賜るよりも瞭かであつて、吾々國民はこの大戦果に歡喜して無量の感謝を捧ぐると共に、今後に來るべき長期戦に於て決してびくともしないやう斷乎たる覺悟と萬全の方策を有することが絶對必要なのである。武力による戦は忠勇果敢なる吾が皇軍にまかせて安心してよいのであるが、經濟戦こそは銃後國民の双肩にかかる絶對責任なのである。

ついてはこの長期決戦に於て、軍備の擴充による軍需産業並に生産力擴充産業の増々強化さるべきことは想像に難くなく、從つし應召軍人の出動と共に種々の産業への労務の需要も益々増加すべく、これと共に、これが充足の爲には國民各自の自由意志にまかせて置いては到底完全な調整が不可能であることは明らかである。よつて政府は雖に國民徵用令を公布し、既に多數の人々がこの徵用に應じて國家の重要産業に御奉公してゐることは衆知の通

りであるが、この被徵用者は大東亜戦争の進展と共にいよいよ激増を見るべきことは蓋し當然といはねばならぬ。

然るにこの徵用に應じた人達の家庭の中には、この被徵用者が出て行つた爲に家族の生活の困難を來すやうな場合もあるであらうし、又被徵用者の業務上の傷痍疾病等の爲、又は死亡した場合等に於て本人または家族遺族の生活を危險に陥れるやうな場合も生ずるわけであるから、政府はこれ等被徵用者に後顧の憂なからしめ、安んじて總勤員業務に精勵せしめる爲、國民徵用扶助規則（昭和十六年十二月二十二日厚生省令第六十八號）を公布し、本年一月一日より施行してこれらの人々に對する扶助の途を講ずることとなつたのである。

◆ 國民徵用扶助規則の概要

國民徵用令はその第十九條の三に於て、被徵用者が徵用せられてその家族と世帯を異にするに至つた場合、及び被徵用者が故意又は重大なる過失に因るに非ずして業務上傷病を受け若は疾病に罹り、これが徵用を解除された場合、或は同様の理由に因り死亡した場合に於て、本人又は家族或は遺族が生活すること困難なときは、これに對して扶助を爲し得ることとなつてゐるのであるが、扶助規則に於てはこの家族或は遺族を

1 被徵用者、その配偶者（事實上の配偶者を含む）又は子に

してこれと同一の家にある者、但し養子は家督相續人に限る

2

被徵用者により扶養を受くべき者であつて引續き同一の家

又は同一の世帯にある者

と定められて居り、扶助の種類は生活扶助、醫療、助產、生業扶助、及び埋葬費となつてゐる。この扶助は、その扶助を受けんとする者、又は市町村長若はこれに準すべきものの申請により地方長官が行ふのであるが、地方長官が必要ありと認めるときは、その申請のない場合でもこれを行ふことが出来るのである。

しかし被徵用者又は被徵用者たりし者が、六年以上の懲役又は禁錮以上刑に處せられた場合に於ては、其の者並に其の家族及び遺族に對して扶助をなさず、六年未満である場合には其の刑の執行を終り、又は執行を受けることなきに至る迄の間はその者並に其の家族遺族に對する扶助を停止される。又被徵用者の家族又は遺族が六年以上の懲役又は禁錮以上の刑に處せられた場合は其の者に對して扶助をなさず、六年未満の場合は其の刑の執行を終り又は執行を受けることなきに至るまでの間扶助を停止されることは前と同様である。又被徵用者が逃亡したり、怠惰又は素行不良であるとか、家族又は遺族が怠惰・素行不良である場合に於ては扶助の停止減額等をさせることになつてゐる。但し、扶助を拒

まれた者又は廢止若は停止せられた者は、六十日以内に地方長官を經由して厚生大臣に審査を出願し得ることになつてゐる。尙これらの扶助については、管理工場又は指定工場の事業主は被徵用者にして當該工場に使用せられたる者又は其の家族若は遺族に對して爲された扶助に要した費用を國庫に納入すべきことを命ぜられてゐる。

◆ 本縣の施行細則概要

本縣では右施行規則に伴ひ本年一月三十日附島取縣令第十八號を以て國民徵用扶助規則施行細則を公布し、所要諸書式並に本縣に於ける扶助の限度等を規定したのであるが、今その扶助限度を記すと次の如くである。

一 生 活 扶 助

居宅・收容扶助共

鳥 取 市 (一人一日) 四 二 錢
米 子 市 (同) 四 ○
町 村 (同) 三 五

但し當分の内、生活扶助の爲支出する費用は右の規定に拘らず、左の限度に依ることを得る。

居宅・收容扶助共

鳥 取 市 (一人一日) 五 ○ 錢

二 醫療
居宅扶助

米子市(同) 四八
町村(同) 四三

四 生業扶助

資金器具資料の給與若は貸與の場合一世帯に付百圓
生業に必要な技能を授くる場合

居宅扶助 一人一日十五錢

收容扶助 一人一日六十錢

收容扶助 一人一日五十錢

收容扶助 一人一日三十錢

收容扶助 一人一日二十錢

圓二十錢

この國民徵用令に基く扶助の事務は、徵用令の規定に依つて市町村長をして補助せしめ、概ね軍事扶助法に準じ実施して、被徵用者をして後顧の憂なからしめ、安んじて總動員業務に精勵せしめると共に、應召軍人と同じ感激と責任を以て應徵せしめて徵用の圓滑を期せんとしてゐるのであるが、しかし被徵用者は賃金・給料を受け、且又新に徵用せられた者の給與に關しては勞働條件生活事情等を考慮して從前の收入と甚しい懸隔のないやう、必要に應じては相當額の補助をなすやう指導されてゐるので、この點軍事扶助とは趣を異にする處があるわけである。従つて扶助の決

◆ 本縣の運營方針概要

生業扶助の爲支出する費用にして前項の規定に依り難きものは實については實費

三 助産

收容扶助の場合に於ては助産の爲支出する費用は一人一日一

以上述に依らざる場合一人一回七十錢

收容扶助

入院料(生活扶助及醫料費を含む)

一人一日 一圓四十錢

費

醫療の爲支出する費用にして前項の規定に依り難きものは實費

三 助産

收容扶助の場合は助産の爲支出する費用は一人一日一

定に當つては被徵用者の支給を受けける給與、又は被徵用者若は被徵用者たりし者及び扶助を受けんとする者の健康保健法・工場法・労働者災害扶助法等の規定に依り受ける保険給付、扶助料其の他これに準すべきもの、及びその所得等を調査して扶助の程度を決定すると共に、扶助を受ける者の労働力、家庭の事情等を考慮し扶助の種類方法等の適正を期せられる筈である。

又、被徵用者の家族で軍事扶助法により扶助を受け得る者については同法によつて扶助を行ひ、この規則を適用せず、且つ本扶助は貧困者の救護とは性質を異にするのであるから、この規則に該當する者はこれを適用して救護法等は適用しないことになつてゐる。

兵器獻納資源回収

運動醸出金報告

金額	町村名
一金拾六圓	岩美郡本庄村
一金拾八圓	氣高郡鹿野町
一金拾壹圓貳拾錢	岩美郡倉田村
一金五圓五拾五錢	西伯郡大山村
一金參拾九圓九拾五錢	東伯郡旭村

◎行旅死亡人

一 發見年月日 昭和十六年九月十四日

一 住所氏名職業 不詳

一 推定年齢 五十歲

一 取扱事項 山口縣豐浦郡豐西村地先二十米ノ海上漂流セル
一 遺留品 着衣并型單衣ニ白夏莫大小尙所持金(折疊式布
懷中)拾貳圓九拾七錢及地下足袋十文三ノモノバナマ帽
死体ヲ發見檢視人到着迄番人一名ヲ付ス同日午後三時檢
視同日午後五時假埋葬ニ付ス

一 取扱者 山口縣豐浦郡豐西村長

右心當リノ向ハ直接該村長宛照會相成度

◎行旅死亡人

ク依ツテ官報ニ公告ヲナス

一本籍地、現住所、氏名 不詳ノ女
二人相 推定年齢三十七八歳位体格大身長四尺七八寸位

顔丸ク胸体太シ

三着衣ナシ

四取扱事項 昭和十六年十月四日山口縣熊毛郡上關村八島海
岸ニ漂着シ檢視ノ上假埋葬ニ付ス

五遺留品 ナシ

六取扱者 山口縣熊毛郡上關村長
右心當リノ向ハ直接該村長宛照會相成度

右心當リノ向ハ直接該市長宛照會相成度

右心當リノ向ハ直接該市長宛照會相成度

◎行旅死亡人

一本籍地不詳

一性別女

一年齡推定二十四、五歳

一人相丈五尺肥滿ニシテ顔平ク女中風
一着衣銘仙空草模様ノ羽織、銘仙黒地ニ茶ノ矢絣ノ衿、
人絹花模様ノ帶

一所持品小臺口一、現金拾八圓五拾八錢也

本年十一月六日山口縣天津郡何津具村倭島沖合灘流中ノ死体發見

翌十一月七日前六時本村浦共同墓地ニ於テ假埋葬ニ附ス

一取扱者山口縣豐浦郡阿川村長
右心當リノ向ハ直接該村長宛照會相成度

右心當リノ向ハ直接該市長宛照會相成度

二取扱事項 昭和十六年十月八日德山市内字舞車東川大成寺
橋下ニ於テ死亡シアルヲ發見シタルニ付檢察醫並ニ係官
推定五十年位ノ男

三死亡ヲ通知シタル年月日 住屏氏名年齢不明付心當リ

發行者鳥取縣鳥取市東町
印刷所鳥取縣高郡大正村大字古海
取扱支所鳥取刑務所

昭和十七年三月三十一日印刷
昭和十七年三月三十一日發行

四死亡人ノ所持物件ノ有無 小型トランク一個(破損シタル
モノ)在中品、古布切、眉ゴム、ベンチ二個

五取扱者徳山市長

右心當リノ向ハ直接該市長宛照會相成度